

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.12
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	渡辺 章博
【住所又は本店所在地】	東京都世田谷区成城六丁目25番22号
【報告義務発生日】	平成23年1月26日
【提出日】	平成23年2月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	25名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	G C A サヴィアングループ株式会社
証券コード	2174
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（マザーズ）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	渡辺 章博
住所又は本店所在地	東京都世田谷区成城六丁目25番22号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和34年2月18日
職業	会社役員
勤務先名称	G C Aサヴィアングループ株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	37,356		
新株予約権証券（株）	A 100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 37,456	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		37,456
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+ J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		9.96%
直前の報告書に記載された株券等保有割 合（％）		10.65%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	取得	9,150円

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	915
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により37,356株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	佐山 展生
住所又は本店所在地	東京都渋谷区神山町32番8号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和28年12月3日
職業	会社役員
勤務先名称	G C Aサヴィアングループ株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	12,772		
新株予約権証券(株)	A 100	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 12,872	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		12,872
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.42%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		3.64%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)		915
借入金額計(X)(千円)		
その他金額計(Y)(千円)		
上記(Y)の内訳	株式移転により14,172株を取得	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)		915

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

3【提出者(大量保有者)/3】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山本 礼二郎
住所又は本店所在地	神奈川県鎌倉市今泉二丁目17番3号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和35年10月3日
職業	会社員
勤務先名称	G C Aサヴィアン株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	7,304		
新株予約権証券（株）	A 100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 7,404	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		7,404
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N）	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.97%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 （％）		2.08%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	取得	9,150円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後４年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から１年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から２年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から３年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から４年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後４年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	915
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により8,704株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

4 【提出者（大量保有者） / 4】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	加藤 裕康
住所又は本店所在地	東京都世田谷区桜丘三丁目29番4号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和44年2月18日
職業	会社役員
勤務先名称	G C Aサヴィアングループ株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	16,380		
新株予約権証券(株)	A 750	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 17,130	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		17,130
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		750

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.56%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		4.67%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	750株	0.20%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	6,862
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により16,380株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	6,862

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	6,862

【借入先の名称等】

該当事項なし

5【提出者（大量保有者） / 5】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	益戸 宣彦
住所又は本店所在地	東京都世田谷区上用賀五丁目17番4号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和36年7月28日
職業	会社員
勤務先名称	G C Aサヴィアン株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	3,800		
新株予約権証券（株）	A 100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 3,900	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,900
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N）	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.04%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.08%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	915
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,800株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

6【提出者(大量保有者)/6】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	福谷 尚久
住所又は本店所在地	千葉県流山市加一丁目5番1-2-205号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和36年4月17日
職業	会社員
勤務先名称	G C Aアドバイザー株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社IR室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,769		
新株予約権証券(株)	A 100	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,869	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,869
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.03%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		1.07%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	915
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,769株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	915

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	915

【借入先の名称等】

該当事項なし

7 【提出者（大量保有者） / 7】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	林 啓之
住所又は本店所在地	東京都杉並区堀ノ内二丁目 4 番22-407号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和42年 2 月 4 日
職業	会社員
勤務先名称	G C A アドバイザリー株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	3,800		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 3,800	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,800
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.01%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.08%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,800株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

8 【提出者（大量保有者） / 8】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高橋 元
住所又は本店所在地	東京都東久留米市氷川台一丁目 8 番 3 号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和39年 1 月23日
職業	会社員
勤務先名称	G C A アドバイザリー株式会社
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの社員であり、安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	3,769		
新株予約権証券（株）	A 650	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 4,419	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		4,419
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		650

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.18%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.07%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	650株	0.17%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	5,947
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,769株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	5,947

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	5,947

【借入先の名称等】

該当事項なし

9【提出者（大量保有者） / 9】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジェームス・ビー・エイブリー (James B. Avery)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94010、カリフォルニア州、ヒルズバラ、チャーチル・ドライブ2825 (2825 Churchill Drive, Hillsborough, CA 94010, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和38年12月25日
職業	会社役員
勤務先名称	G C Aサヴィアングループ株式会社及びG C Aサヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階（G C Aサヴィアングループ株式会社） アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	15,921		
新株予約権証券（株）	A 2,100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 18,021	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		18,021
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		2,100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		4.79%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		4.54%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	2,100株	0.56%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	19,215
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により15,921株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	19,215

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	19,215

【借入先の名称等】

該当事項なし

10【提出者(大量保有者)/10】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ウィリアム・エイチ・ヴェイカー・フォース (William H. Baker IV)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94941、カリフォルニア州、ミル・バレー、アミシタ・アヴェニュー62 (62 Amicita Avenue, Mill Valley, CA 94941, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和45年9月10日
職業	会社員
勤務先名称	G C Aサヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	784		
新株予約権証券（株）	A 550	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 1,334	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,334
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		550

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.35%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		0.22%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	550株	0.15%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	5,032
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により784株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	5,032

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	5,032

【借入先の名称等】

該当事項なし

11【提出者（大量保有者） / 11】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジェフェリー・ディ・バルドウィン (Geoffrey D. Baldwin)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94062、カリフォルニア州、ウッドサイド、スモーク・ツリー・レーン 20 (20 Smoke Tree Lane, Woodside, CA 94062, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和40年2月2日
職業	会社役員
勤務先名称	G C A サヴィアングループ株式会社及びG C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階（G C A サヴィアングループ株式会社） アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	16,136		
新株予約権証券（株）	A 2,100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 18,236	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		18,236
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		2,100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		4.85%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		4.60%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	2,100株	0.56%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	19,215
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,652株を取得し、無償交付により15,228株を取得(合計18,880株のうち、944株については平成21年8月5日の市場外取引、900株については平成22年5月14日の市場外取引、900株については平成22年8月6日の市場外取引によりそれぞれ処分しております。)
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	19,215

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	19,215

【借入先の名称等】

該当事項なし

12【提出者(大量保有者)/12】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	クラーク・エヌ・カランダー (Clark N. Callander)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94123、カリフォルニア州、サンフランシスコ、スコット・ストリート 2815 (2815 Scott Street, San Francisco, CA 94123, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和33年9月7日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・スト リート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	12,616		
新株予約権証券（株）	A 2,100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 14,716	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		14,716
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+ J+K+L+M+N）	U		2,100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		3.92%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 （％）		3.60%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	750株	0.21%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	2,100株	0.56%	市場外	取得	9,150円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後４年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から１年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から２年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から３年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から４年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後４年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	19,215
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により12,616株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,215

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	19,215

【借入先の名称等】

該当事項なし

13【提出者(大量保有者)/13】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	タラク・パートナーズ・エルエルシー (Tallac Partners, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94123、カリフォルニア州、サンフランシスコ、スコット・ストリート 2815 (2815 Scott Street, San Francisco, CA 94123, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	-
職業	-
勤務先名称	-
勤務先住所	-

【法人の場合】

設立年月日	平成14年10月31日
代表者氏名	クラーク・エヌ・カラnder (Clark N. Callander)
代表者役職	業務執行社員
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

提出者の業務執行社員は発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	4,721		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	4,721	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,721
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+ J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.26%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		1.35%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。)を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。)は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。)後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により4,721株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

14【提出者（大量保有者） / 14】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	トッド・ジェイ・カーター (Todd J. Carter)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94118、カリフォルニア州、サンフランシスコ、コモンウェルス70 (70 Commonwealth, San Francisco, CA 94118, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和38年9月29日
職業	会社役員
勤務先名称	G C Aサヴィアングループ株式会社及びG C Aサヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階（G C Aサヴィアングループ株式会社） アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C Aサヴィアングループ株式会社 I R室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	23,579		
新株予約権証券（株）	A 2,100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 25,679	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		25,679
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+ J+K+L+M+N）	U		2,100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		6.83%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 （％）		6.72%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年1月26日	新株予約権	2,100株	0.56%	市場外	取得	9,150円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

組合契約（リミテッド・パートナーシップ契約）

当該株券等のうち2,652株は、提出者がジェネラル・パートナーであるカリフォルニア州法に基づくリミテッド・パートナーシップの株式数です。

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	19,215
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により23,579株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,215

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	19,215

【借入先の名称等】

該当事項なし

15【提出者(大量保有者)/15】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ブライス・ピー・ダイキン (Bryce P. Dakin)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94010、カリフォルニア州、ヒルズバラ、シャロンアヴェニュー880 (880 Sharon Avenue, Hillsborough, CA 94010, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和48年2月5日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	1,021		
新株予約権証券（株）	A 950	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 1,971	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,971
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N）	U		950

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.52%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 （％）		0.29%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	950株	0.25%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	8,692
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により1,021株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	8,692

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	8,692

【借入先の名称等】

該当事項なし

16【提出者(大量保有者)/16】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マイケル・ジェイ・エドワーズ (Michael J. Edwards)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94010、カリフォルニア州、ヒルズバラ、ジェリー・レーン2145 (2145 Geri Lane, Hillsborough, CA 94010, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和47年10月25日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	909		
新株予約権証券（株）	A 500	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 1,409	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,409
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		500

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.37%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		0.26%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	100株	0.03%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	500株	0.13%	市場外	取得	9,150円

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	4,575
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により909株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	4,575

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	4,575

【借入先の名称等】

該当事項なし

17【提出者(大量保有者)/17】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	スティーブン・シー・フレッチャー (Steven C. Fletcher)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94904、カリフォルニア州、ケントフィールド、ランチェリア・ロード 5 (5 Rancheria Rd., Kentfield, CA 94904)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和42年11月21日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・スト リート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	3,937		
新株予約権証券（株）	A 1,745	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 5,682	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		5,682
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		1,745

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.51%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.12%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	600株	0.17%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	1,745株	0.46%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	15,966
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,937株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	15,966

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	15,966

【借入先の名称等】

該当事項なし

18【提出者(大量保有者)/18】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マーク・エイ・グリーンバウム (Mark A. Greenbaum)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94025、カリフォルニア州、メンロ・パーク、ペリー・アヴェニュー2 (2 Perry Avenue, Menlo Park, CA 94025, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和45年10月14日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	1,514		
新株予約権証券（株）	A 1,745	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 3,259	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,259
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+ J+K+L+M+N）	U		1,745

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.87%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 （％）		0.43%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	600株	0.17%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	1,745株	0.46%	市場外	取得	9,150円

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	15,966
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により1,514株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	15,966

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	15,966

【借入先の名称等】

該当事項なし

19【提出者(大量保有者) / 19】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	リチャード・エス・ジェイセン (Richard S. Jasen)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94019、カリフォルニア州、ハーフムーンベイ、ヘルモサ・アヴェ ニュー671 (671 Hermosa Avenue, Half Moon Bay, CA 94019, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和45年3月17日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・スト リート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	2,847		
新株予約権証券（株）	A 1,745	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 4,592	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		4,592
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		1,745

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.22%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		0.81%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	600株	0.17%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	1,745株	0.46%	市場外	取得	9,150円

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	15,966
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により2,847株を取得
取得資金合計（千円）（W + X + Y）	15,966

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
G C A サヴィアン グループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセン チュリープレイス 丸の内30階	2	15,966

【借入先の名称等】

該当事項なし

20【提出者（大量保有者） / 20】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	アーサー・エス・キルシュ (Arthur S. Kirsch)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10128、ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト・エイティーン ス・ストリート45、#40H (45 E. 89th Street, #40H, New York, NY 10128, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和27年1月19日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国10019、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・ア メリカズ1330、28階 (GCA Savvian, Inc. New York Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

（2）【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	1,257		
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	1,257	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,257
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.33%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 （％）		0.36%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項なし						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により1,257株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし

21【提出者(大量保有者)/21】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジョン・エフ・ランブロス (John F. Lambros)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10003、ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト・ナインス・スト リート20、アパートメント 3 K (20 East 9th Street, Apt. 3K, New York, NY 10003, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和40年7月14日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国10019、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメ リカズ1330、28階 (GCA Savvian, Inc. New York Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	3,936		
新株予約権証券（株）	A 1,745	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 5,681	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		5,681
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		1,745

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.51%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.12%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	600株	0.17%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	1,745株	0.46%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	15,966
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,936株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	15,966

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	15,966

【借入先の名称等】

該当事項なし

22【提出者(大量保有者)/22】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マーク・ジェイ・マキナー (Mark J. McInerney)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94118、カリフォルニア州、サンフランシスコ、ジャクソン・ストリート3222 (3222 Jackson Street, San Francisco, CA 94118, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和38年1月10日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	15,820		
新株予約権証券(株)	A 2,100	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 17,920	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		17,920
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+ J+K+L+M+N)	U		2,100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.77%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		4.51%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	750株	0.21%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	2,100株	0.56%	市場外	取得	9,150円

（ 6 ）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約（Share Ownership Agreement）

提出者、各共同保有者（以下、提出者及び各共同保有者（但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。）を総称して「本経営株主」といいます。）、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.（以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。）は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日（以下、「本設立日」といいます。）後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスタイル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

（ 7 ）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	19,215
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式移転により15,820株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,215

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	19,215

【借入先の名称等】

該当事項なし

23【提出者(大量保有者)/23】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ジョン・ジー・ムレー (John G. Murray)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94027、カリフォルニア州、アサートン、イザベラ・アヴェニュー40 (40 Isabella Ave, Atherton, CA 94027, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和37年7月17日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	3,936		
新株予約権証券（株）	A 1,450	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 5,386	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		5,386
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		1,450

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.43%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.12%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	600株	0.17%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	1,450株	0.39%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	13,267
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により3,936株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	13,267

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	13,267

【借入先の名称等】

該当事項なし

24【提出者(大量保有者)/24】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ダニエル・エイチ・ビーチ (Daniel H. Veatch)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94109、カリフォルニア州、サンフランシスコ、パシフィックアヴェ ニュー1478 (1478 Pacific Avenue, San Francisco, CA 94109, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和40年4月18日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・スト リート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	727		
新株予約権証券(株)	A 650	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,377	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,377
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		650

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.37%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.21%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	200株	0.06%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	650株	0.17%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	5,947
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により727株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	5,947

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	5,947

【借入先の名称等】

該当事項なし

25【提出者(大量保有者)/25】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マーク・ワイサー (Mark Waissar)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国94025、カリフォルニア州、メンロ・パーク、シスキュー・ドライブ 901 (901 Siskiyou Drive, Menlo Park, CA 94025, USA)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	昭和43年6月25日
職業	会社員
勤務先名称	G C A サヴィアン・インク (GCA Savvian, Inc.)
勤務先住所	アメリカ合衆国94111、カリフォルニア州、サンフランシスコ、カリフォルニア・スト リート150、スイート2300 (GCA Savvian, Inc. San Francisco Office)

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	G C A サヴィアングループ株式会社 I R 室リーダー 加藤 雅也
電話番号	03 - 6212 - 7100

(2)【保有目的】

発行会社グループの役員・幹部職員であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 （株・口）	6,538		
新株予約権証券（株）	A 1,745	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 8,283	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		8,283
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		1,745

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成23年1月26日現在）	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		2.20%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.86%

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年12月24日	新株予約権	600株	0.17%	市場外	処分	無償交付
平成23年1月26日	新株予約権	1,745株	0.46%	市場外	取得	9,150円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株主間契約 (Share Ownership Agreement)

提出者、各共同保有者(以下、提出者及び各共同保有者(但し、マイケル・ジー・マッカフェリー氏を除く。))を総称して「本経営株主」といいます。)、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.(以下、本経営株主、マイケル・ジー・マッカフェリー氏、米正剛氏及びPerseus Holdings, L.L.C.を総称して「本株主」といいます。))は、株主間契約において、下記の取り決めをしております。

(1) ロックアップ

本株主は、株式の売却を原則として禁止する取り決めをしております。ただし、希望者については、発行会社の設立の日(以下、「本設立日」といいます。))後下記ロックアップスケジュールに従い解除された株式について、下記(3)記載のとおり株式移転後4年間は、発行会社の管理するプログラムに従った株式の限定的売却は可能としております。

各本株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分	本設立日をもって制限解除
12.5%に相当する部分	本設立日から1年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から2年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から3年間を経過した日をもって制限解除
25.0%に相当する部分	本設立日から4年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、本経営株主が自己都合で退職若しくは退任した場合、又は、重大な法令違反若しくは犯罪行為等を行った場合等には、当該本経営株主は、その保有する株式のうち、ロックアップが解除されていない株式を放棄するものとされ、発行会社は放棄された株式を無償で取得できるものとされています。

(3) 売却規制プログラム

本株主は、ロックアップ解除後の株式について、発行会社の取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等を除き、その保有する株式を売却しようとする場合には、株式移転後4年間は原則として、発行会社が設定する一定の売却規制プログラムに従って株式を売却することが求められています。

(4) スタンドスティル

本株主は、発行会社の取締役会の承認がある場合等を除き、発行会社の株式等を追加取得しないこと、議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	15,966
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	株式移転により6,538株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	15,966

【借入金の内訳】

名称	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
GCAサヴィアングループ株式会社	サービス業	渡辺 章博	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	2	15,966

【借入先の名称等】

該当事項なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 渡辺 章博
- (2) 佐山 展生
- (3) 山本 礼二郎
- (4) 加藤 裕康
- (5) 益戸 宣彦
- (6) 福谷 尚久
- (7) 林 啓之
- (8) 高橋 元
- (9) ジェームス・ビー・エイブリー
- (10) ウィリアム・エイチ・ヴェイカー・フォース
- (11) ジェフェリー・ディ・バルドウィン
- (12) クラーク・エヌ・カランダー
- (13) タラク・パートナーズ・エルエルシー
- (14) トッド・ジェイ・カーター
- (15) プライス・ピー・ダイキン
- (16) マイケル・ジェイ・エドワーズ
- (17) スティーブン・シー・フレッチャー
- (18) マーク・エイ・グリーンバウム
- (19) リチャード・エス・ジェイセン
- (20) アーサー・エス・キルシュ
- (21) ジョン・エフ・ランブロス
- (22) マーク・ジェイ・マキナニー
- (23) ジョン・ジー・ムレー
- (24) ダニエル・エイチ・ビーチ
- (25) マーク・ワイサー

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	205,149		
新株予約権証券(株)	A 25,225	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 230,374	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして控除 する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		230,374

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+ J+K+L+M+N)	U	25,225
---	---	--------

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年1月26日現在)	V	350,659
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		61.29%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		58.50%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
渡辺 章博	37,456	9.96
佐山 展生	12,872	3.42
山本 礼二郎	7,404	1.97
加藤 裕康	17,130	4.56
益戸 宣彦	3,900	1.04
福谷 尚久	3,869	1.03
林 啓之	3,800	1.01
高橋 元	4,419	1.18
ジェームス・ビー・エイブリー	18,021	4.79
ウィリアム・エイチ・ヴェイカー・フォース	1,334	0.35
ジェフェリー・ディ・バルドウィン	18,236	4.85
クラーク・エヌ・カランダー	14,716	3.92
タラク・パートナーズ・エルエルシー	4,721	1.26
トッド・ジェイ・カーター	25,679	6.83
ブライス・ビー・ダイキン	1,971	0.52
マイケル・ジェイ・エドワーズ	1,409	0.37
スティーブン・シー・フレッチャー	5,682	1.51
マーク・エイ・グリーンバウム	3,259	0.87
リチャード・エス・ジェイセン	4,592	1.22
アーサー・エス・キルシュ	1,257	0.33
ジョン・エフ・ランブロス	5,681	1.51
マーク・ジェイ・マキナー	17,920	4.77
ジョン・ジー・ムレー	5,386	1.43
ダニエル・エイチ・ビーチ	1,377	0.37
マーク・ワイサー	8,283	2.20
合計	230,374	61.29